

4. 生涯学習と情報リテラシーの学習

薬袋 秀樹

現在の社会状況から、今後、市民の生涯学習の必要性はますます高くなることが予想される。生涯学習を推進する上で市民と社会教育関係職員に不可欠な情報リテラシーの学習機会を公立図書館が提供することが必要である。

1. 地域電子図書館構想

文部科学省地域電子図書館構想検討協力者会議『2005年の図書館像～地域電子図書館の実現に向けて～（報告）』（平成12年12月）（以下、報告という）は、公立図書館を地域の情報拠点として位置づけ、情報化への対応のあり方を具体的に示し、おおむね次の項目を挙げている。1. ホームページによる利用案内、2. CD-ROM、DVD、電子ブック、オンライン出版物の提供、3. ホームページ上でのデジタル化資料の公開、4. 総合検索システム（蔵書目録・総目録データベース等）の整備、5. リンク集（郷土資料、生活の課題）の提供、6. 電子メールによるレファレンスサービス、メールマガジンによる情報提供、7. 商用オンライン・データベースの提供、8. 衛星通信による大学公開講座等の提供、9. 図書館での講座の開催とインターネットによる配信、10. 通信制大学院生のための資料提供、11. 学校、大学図書館との協力や相互貸借、12. 電子掲示板、メーリングリストによるネットコミュニティ（図書館サポートクラブ、郷土資料サークル）の支援、13. 遠隔通信や遠隔会議システムによる研修の受講。

公立図書館が提供すべき電子化資料・情報や関連するサービスを包括的に挙げており、公立図書館における情報化のあり方を示した指針として優れている。これらが実現されれば、多様な情報や資料を駆使して生涯学習を行うことができる。これらはe-ラーニングを支援するものとe-ラーニングを構成するものから成ると考えられる。

2. 情報リテラシーの学習

この「報告」はほぼ同時に発表された生涯学習審議会『新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について～情報化で広がる生涯学習の展望～（答申）』（平成12年11月）（以下、答申という）とともにとらえることが必要であろう。

「答申」では、「3. 当面推進すべき施策」の1で「情報リテラシーに関する学習機会や

研修体制の整備」を挙げて、情報リテラシーを最も重視している。「2. 情報通信技術を活用した生涯学習施策の基本的方向(2)図書館」では、情報技術の導入だけでなく「住民が自由に情報機器に触れる機会を図書館において提供することで、実際の情報検索などを通じた情報リテラシーの習得を支援する」と述べている。「報告」でも、「住民の「情報リテラシー」のための講座」という項目で、コンピュータやインターネット関係のほか、「情報の調べ方」の講座を挙げている。「情報検索」や「情報探索」を行うには、情報機器の操作に限らず、多様なデータベースや各種の参考資料に関する知識、その検索・探索手法、検索・探索結果の評価方法を含む情報リテラシーが必要である。

情報リテラシーの学習は、これまで、図書館で「利用教育」「利用支援サービス」として行われてきた。図書館を利用する人々は、何らかの資料や情報を求めているが、学習や研究に利用する資料や情報は図書、雑誌記事、新聞記事、報告書、関係団体、関係人物等から成るため、そのすべてを把握し、的確に選択し、効率的に探索することは難しい。わが国の図書館利用者は、学校で各種の資料、情報や図書館の利用方法を学ぶ機会が少ないため、学習に際して資料、情報や図書館を使いこなすことができず、能率的な学習が困難であった。さらに、現在では、紙媒体資料のほか、電子資料、インターネット上の情報源など従来よりも幅広い多様な資料や情報入手できる。このようにきわめて多様な資料や情報を活用するには、自分のテーマや利用目的に適した資料や情報を選択する必要がある。それには、多様な資料や情報とその利用方法に関する知識が必要になる。必要に応じて、司書から助言や案内を受けることができるが、それだけでは充分ではない。

このため、これまで、レファレンスサービスによる案内とパスファインダー（資料の探索方法を解説した案内資料）の配布のほか、大学図書館では文献・情報利用教育の授業や図書館利用のガイダンスが、公立図書館では、レファレンス講座や利用教育講座（レファレンスツールの利用法を学習する講座）が行われてきた。また、文献探索や図書館利用のガイドブックが多数出版されてきた。多くの人々に同時にサービスするには、パスファインダーの配布、ガイダンスや講習会の実施、ガイドブックの出版が効率的である。

これらをインターネット上で公開すれば、誰でもいつでも利用することができる。公立図書館のホームページにパスファインダーが掲載されていれば、図書館に行く前に、自分の求める資料の探し方を調べて調査の見通しを立てることができる。東京都立図書館では「日本の古典をさがす」など数種類のパスファインダーをホームページで公開している。レファレンス講習会についても、文章化されたテキスト、演習問題とその解答、よく出さ

れる質問と回答をインターネット上で公開すれば、自分で学習することができる。

図書館利用者が必要な時に気軽に学習できるように、さまざまなテーマに関するパスワード集をホームページ上に公開し、講習会の内容やガイドブックの内容を電子化してe-ラーニングの講座の形式にまとめ、ホームページからアクセスできるようにして、どの館種のどの図書館でも利用できるようにすることが考えられる。

これによって、図書館資料を中心とする多様な資料や情報を活用するために必要な知識を得ることができる。これは、地域電子図書館の多様なサービスを有効に利用する上での最も基本的な知識である。また、これによって、図書館の可能性が誰にでも理解でき、効率的に資料利用を行うことができる。このような知識を学ぶ機会を提供することは図書館固有の役割である。

3. e-ラーニングによる職員研修とファカルティ・ディベロップメント

従来の図書館職員のための研修の多くは講演会形式で、参加する職員は一部にとどまり、内容も基礎的な知識の伝達にとどまってきた。したがって、すべての職員が必要な知識や技術を深く学ぶ機会を用意する必要がある。「答申」の「3. 当面推進すべき施策」の「1. 情報リテラシーに関する学習機会や研修体制の整備」では職員研修の必要性について、くわしく論じている。

また、「報告」でも「現職職員の情報リテラシー等の習得・向上のための研修等の機会を確保する」とあり、3つの方法を挙げ、その3で「衛星通信ネットワークやインターネット等の利用によって、外部の研修を館内で受講できる設備を整備する」ことを挙げている。このような条件整備が進んだ段階では、衛星通信やインターネットによる研修プログラムが必要である。インターネットによる研修は、e-ラーニングとして位置づけることができる。全国に分散している公立図書館職員向けの研修の方法としてはe-ラーニングが最適である。関係する研修機関や関係団体・大学等が協力し、何時でも受講できるe-ラーニングの講座を開発することが望ましい。講演や講義はインターネット上でオンデマンド・ビデオで提供し、テキストは紙媒体だけでなく、CD-ROM、オンライン等で提供し、質問とその回答、学習結果を自己評価する手段を提供する。

大学教員のためのファカルティ・ディベロップメントも同様である。これまで、大学教育におけるe-ラーニングや遠隔教育の必要性が示されているにもかかわらず、大学教員の意識変革や情報活用技術の向上については、ほとんど論じられてこなかった。最近、ファ

カルティ・ディベロップメントの必要性が指摘され、実施されてきているが、講演形式が多く、出席者は一部にとどまっている。マルチメディア教材の提供やインターネットによる講座の提供はごく一部である。大学では、教員を支援するスタッフの充実を求めるとともに、大学教員が、いつでもどこでも自分で学べる体制を整備する必要がある。多忙な大学教員の学習方法としてはe-ラーニングが最適である。

公立図書館職員の研修と大学教員のファカルティ・ディベロップメントでは、性格や内容は異なるが、ともに方法としてはe-ラーニングが最適である。これはe-ラーニングが本質的に能率的だからである。この方法を用いることによって、e-ラーニングの意義を実感することができ、e-ラーニングへの取り組みが進むと思われる。

4. 公立図書館基準実現の前提

文部科学省は、『2005年の図書館像』を踏まえて、平成13年7月「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を大臣告示した。この基準は公立図書館のあるべき姿を明らかにし、そのための課題を明確にした指針として優れている。

しかし、公立図書館を実際に改革するには、その前提として具体的な指針が必要であると思われる。それは、わが国の公立図書館の中にはこれらの指針を直ちに実施できる段階に達していない図書館が少なくないからである。これらの指針を実行するには、現在一部の公立図書館が陥っている傾向の改善が必要である。その目標は、まず、住民の調査研究的な利用要求に答え、調査研究的な要求を引き出すことである。これは、わが国の公立図書館が、利用者の質問に応える体制、司書の担当職務の明確化、調査研究的利用のための雑誌の充実の点で遅れているためである。

具体的な対策としては、第1に、各図書館に利用者の質問に答えるレファレンス・デスクを設置し、ベテランの司書を担当者として配置することである。第2に、司書は専門的な職務を中心に行い、図書館運営の企画、各種情報源の収集・作成業務、質問への回答に重点を置き、非専門的な職務を担当する補助職員を配置することである。第3に、紙媒体の資料では、これまでの図書中心の蔵書構成を再考し、雑誌を重視することである。

このような取り組みによって、初めて、住民の調査研究的な要求に答えることができる。これらの対策を取り、公立図書館のあり方を改革して、初めて上記の指針を実行する段階に到達することができる。